

## 第15 再請求の制限期間

### 基本的な考え方

- 1 一度示された意思を尊重するとともに、住民投票制度の濫用を避ける必要があるため、同一事案、同旨事案については住民投票の再請求の制限期間を設ける。
- 2 市長及び市議会議員の任期が4年であることを勘案し、再請求の制限期間は2年程度とする。

### 市民検討懇話会での議論・検討内容

#### 1 同一事案、同旨事案について再請求の制限

住民投票の結果は、多くの時間、費用、労力等を費やした上での総意として示されるものである。また、社会通念から考えて、短期間に同一事案、同旨事案についての住民投票が実施されることは、不自然である。一度行ったことを、一定の期間につき、再度行わないという原則は、一度示された意思を尊重する観点から重要なものである。そのため、住民投票の結果については、一定の期間、事実上の効力を持たせることが必要である。

また、住民投票制度の濫用については、これを避ける必要があると考えられる。住民投票制度の濫用は、住民からの請求によるものに限られるものではない。議会からの請求や、市長自らの発議による住民投票制度の濫用の危険性も考えられる。特に市長自らの発議による住民投票が可能となる制度とする場合において、同一事案、同旨事案について一定期間の再請求の制限期間を設けることには合理性があり、十分な意味がある。

そのため、同一事案、同旨事案については、住民投票の再請求についての制限期間を設ける。また、成立要件を設け、投票結果が不成立である場合についても、同一事案、同旨事案については、再請求の制限に含めることとする。

#### 2 再請求の制限期間

一定の期間が経過した後については、社会、経済といった前提となる情勢が変化しているものと考えられる。そのため、一定の期間が経過した場合については、同一事案、同旨事案についても再請求を認める必要がある。

市長及び市議会議員の任期は4年である。そのため、間接民主制による選挙は、4年に一度実施されることとなる。住民投票の結果を尊重する期間として、2年程度の再請求の制限期間を設けるという考え方が合理的である。

